令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料 第123号議案

長崎市あぐりの丘条例の一部を改正する条例

目	次	\sim	ニージ
1	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	2
2	改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	3
3	使用料(入館料)の再算定・・・・・・・・・・	•	4
4	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	$5\sim6$
	参考1】条例施行規則で制定するもの・・・・・・	•	$7 \sim 8$
	参考 2 】 あぐりの丘等の利用状況・・・・・・・	•	9~10
	参考3】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・	•	11~16
	参考4】使用料の改定・・・・・・・・・・・	•	17~18

こ ど も 部 令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例(こども部所管分)

条例	施設名
長崎市あぐりの丘条例	長崎市あぐりの丘

2 改正の内容

(1) 全天候型子ども遊戯施設(あぐりドーム)

ア 使用料(入館料)の改定(別表第1(第8条関係))

	現	行	改正案		
区分	個人	団体	個人	団体	
子ども(1歳未満の者を除く)	250円	200円	250円	_	
子どもの保護者等	100円	80円	100円	_	

(2) あぐりの丘

ア 行為等使用料(別表第2(第12条関係))

行 為 の 種 類	単位	金額		
13 000 12 000	7-12	現行	改正案	
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円	390円	
* -	1日	104円	200円	
業として行う写真又は映画の撮影	1月	1,613円	3,100円	
興行	1平方メートルにつき1日	18円	36円	
広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートルにつき1日	1,613円	2,250円	
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円	24円	

③)施行期日 令和8年4月1日

- 3 使用料(入館料)の再算定
- (1) 全天候型子ども遊戯施設(あぐりドーム)

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
子ども遊戯施設	全天候型子ども遊戯 施設(あぐりドーム)	50,252,207円	101,000人	497円	50%

使用料項目	現行料金	再算定結果	激変緩和	個別事由による算定		最終結果	増減
	5	(3×4)	措 置 🧷	金額 8	理由	9 (®と同額)	(8-5)
子ども	250円	250円	500円	250円	こどもが主な受益者であるため、こど も料金を一般料金とみなす。	250円	0円
子どもの保護者等	100円	_	200円	100円	供用開始時の考え方を踏襲し、こども料金の4割とする。 【参考】供用開始時の考え方 ①子育て世帯の負担を軽減したいこと ②保護者等においては、休憩スペース、トイレ、エアコン等、一部のサービス 提供のみ受けることから最低限度の負担としたいこと	100円	0円

4 新旧対照表

改正後				改正前					
〇長崎市あぐりの丘条例					〇長崎市あぐりの丘条例				
第1条~第24条 (略) 別表第1(第8条関係)					第1条~第24条 (略) 別表第1(第8条関係)				
区分	7. f	館料(1人1回に	· つ キ)		区分	入1	館料(1	L人1回に	つき)
	/ L	5677(1八1凹10	. 70)			個人		団体(15	人以上)
			円				円		巴
子ども(1歳未満の者を除く。)		250			子ども(1歳未満の者を除く。)	2.	50		<u>200</u>
子どもの保護者等	100			子どもの保護者等	100			<u>80</u>	
別表第2(第12条関係)			_		別表第 2 (第12条関係)		•		
行為の種類		単位	金額		行為の種類		自	単位	金額
			円						円
 行商、募金その他これらに類するもの		1日	<u>390</u>		行商、募金その他これらに類するもの		1日		<u>261</u>
		1日	200		│ 業として行う写真又は映画の撮影		1日		<u>104</u>
業として行う写真又は映画の撮影		1月	3,100				1月		<u>1,613</u>
1月 3,100 1平方メー トルにつき 36 1日			興行			方メー につき	<u>18</u>		

4 新旧対照表

行為の種類	単位	金額
		円
広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートル につき1日	<u>2,250</u>
集会、展示会その他これらに類 するもの	1平方メートル につき1日	<u>24</u>

改正後

	_	
行為の種類	単位	金額
		円
広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートル につき1日	<u>1,613</u>
集会、展示会その他これらに類 するもの	1平方メートル につき1日	<u>12</u>

改正前

備考

- 1 (略)
- 2 使用料を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、その日数に200円を乗じて得た額とする。
- 3 (略)
- 4 <u>削除</u>

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 改正後の長崎市あぐりの丘条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用 し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

備考

- 1 (略)
- 2 使用料を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 (略)
- 4 使用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

【参考1】条例施行規則で制定するもの

(1) 全天候型子ども遊戯施設(あぐりドーム) 使用料(入館料)

ア減免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

番号	項	目	現行	改正案
1	身体障害者手帳、精神障害者	本市に在住する者	減免率100%	減免率100%
2	手帳及び療育手帳を有する者 並びにその介護者 	本市に在住する者以外の者	減免率50%	減免率50%
3	本市に在住する60歳以上の者		減免率100%	廃止

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

番号	項目	現行	改正案	考え方
1	a.本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)が、その目的達成のために施設を利用するとき(平日のみ)(具体例) ア 保育園 イ 認定こども園ウ 幼稚園 エ 小規模保育事業施設オ 認可外保育施設 カ 説明分解を対象団体(平日のみ)カ 放課後児童クラブ キ 子ども会	減免率 20%	減免率 20%	平日の利用促進のため
2	市長が発行した割引券を所持する者	当該割引券に記載した割引率を入館料に乗じて得た額 又は入館料の額から当該割引券に記載した額を減じて 得た額	廃止	市長特認事項で対応可能であるため

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	減免理由に応じて 減免率100%又は50%

(2) あぐりの丘 行為等使用料

ア減免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催 又は共催する事業で施設を利用するとき	-	減免率100%

(イ) その他市長が特に必要と認める分

項目	現行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	減免理由に応じて 減免率100%又は50%

【参考2】あぐりの丘等の利用状況

(1) 利用者数の推移

年度	あぐりの丘	あぐりドーム
令和4年度 【供用開始以降】10月28日~	159,404人	59,903人
令和5年度	343,881人	130,843人
令和6年度	282,792人	115,547人
令和7年度(7月末まで)	98,628人	35,384人
合計	884,705人	341,677人

(2) 令和6年度の状況

ア 平日と土日・祝日の利用者数

あぐりの丘		あぐりドーム					
平日(2	244日)	土日・祝日(118日)		平日(203日)		土日・祝日(112日)	
利用者数	1日平均	利用者数	1日平均	利用者数	1日平均	利用者数	1日平均
84,100人	345人	198,692人	1,684人	34,619人	171人	80,928人	723人

[※]平日は、長期休業中を含む

イ 全天候型子ども遊戯施設(あぐりドーム)の利用状況

(ア) 子ども・子どもの保護者等

区分	利用者数	割合
子ども	61,867人	53.5%
子どもの保護者等	53,680人	46.5%
計	115,547人	100%

【参考2】あぐりの丘等の利用状況

(イ) 個人・団体

区分	利用者数	割合
個人	111,203人	96.2%
団体	4,344人	3.8%
計	115,547人	100%

(ウ) 障害者

区分	利用者数	割合
市内在住の障害者	1,528人	1.3%
市外在住の障害者	717人	0.6%
計	2,245人	1.9%

(工) 高齢者

区分	利用者数	割合
60歳以上の者	3,677人	3.2%

ウ 使用料収入

区分	利用者数・件数	金額
全天候型子ども遊戯施設 入館料	115,547人	19,176,220円
あぐりの丘 行為等使用料	220件	198,715円
合計	_	19,374,935円

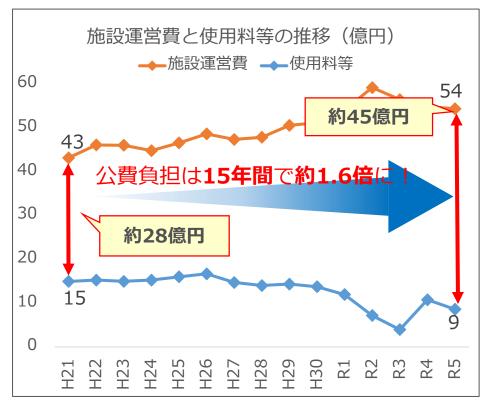
【参考3】使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

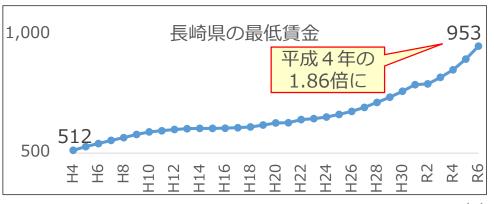
ア現状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、 平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費(税金等)で補っている**状況である。 なお、手数料においても同様の状況にある。







(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に 基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化** 及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

- a 施設運営コスト等の適正化 既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るととも に、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進** する。
- b 施設の運営手法の見直し・廃止検討 運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、<u>利用者の</u> 増加策や運営費の削減のほか、施設の統廃合や民間への貸付を検討する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価(コスト)」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■**貸館施設**(貸出スペースごとで使用する施設)

 1室1時間
 施設全体のコスト
 ※ 室面積
 × 受益者負担率

 あたりの使用料 = 施設全体の貸出可能面積 × 年間開館時間 × 実稼働率
 × 室面積
 × 受益者負担率

イ 原価(コスト)

使用料算定における原価(コスト)は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

(ア) 施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
(イ)施設整備等コスト	施設設備に係るコスト(国庫補助等を除した額を減価償却のうえ算出)

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高し

民間によるサ

受益者負担率:50%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

受益者負担率:25%

【民間サービス提供の度合い】

■ 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

受益者負担率:0%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

受益者負担率:75%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

【市民生活上の必要性の度合い】

一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

受益者負担率:50%

【民間サービス提供の度合い】

● 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

受益者負担率:25%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

受益者負担率:100%以上

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

受益者負担率:75%

【民間サービス提供の度合い】

■ 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

受益者負担率:50%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

低い

高い

市民生活上の必要性

低い

【参考3】使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
~250円	2倍	
251~500円	1.5倍	
501~2,000円	1.4倍	
2,001~10,000円	1.3倍	次期見直しまで
10,001円~100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考3】使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方針

手数料は、役務を提供するための「原価(コスト)」に基づき算定する。

手数料 = 原価(コスト)

イ 原価(コスト)

手数料算定における原価(コスト)は人件費及び物件費とする。

(ア) 人件費	1分あたりの人件費(職種別平均給与単価) × 平均処理時間
(イ)物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

工減免

使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、原則として5年毎に実施する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済 状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。 - 16 -

【参考4】使用料の改定

(1) 見直しの対象

ある

市の裁量の程度

00°

マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(例) ■ グラバー園 ■ 体育館 ■ プール ■ ふれあいセンター など

施設の特性に応じて料金を設定するもの

(例) ■ 長崎原爆資料館 ■ 出島メッセ長崎 ■ 長崎ブリックホール など

見直し対象 211施設

国等から算定式が示されているが、算定に用いる数値等については市の裁量が あるもの

(例) ■ 中央卸売市場

国等から算定式(業務量など)が示されているが、算定に用いる数値等については市の裁量があるもののうち、政策的に見直さないこととしたもの

(例) ■ 保育所・幼稚園 ■ 母子生活支援施設 など

国等から料金や算定式が示されているもの

(例) ■ 図書館 ■ 市営住宅の家賃 ■ 漁港

見直し対象外

ない

【参考4】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

高い

受益者負担率:50%	受益者負担率:75%	受益者負担率:100%~
港湾施設 (切符売場)		文化財、観光施設、公園施設 (スロープカー) ホール型施設 (交流拠点施設)
		市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、
		農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設
		港湾施設 (売店等)
		健康増進・入浴施設(公衆浴場以外)
受益者負担率:25%	受益者負担率:50%	受益者負担率:75%
火葬場	スポーツ施設、公園施設(スポーツ施設)	
	博物館、こども遊戯施設	
	ホール型施設、公園施設 (屋外ステージ)	
受益者負担率:0%	受益者負担率:25%	受益者負担率:50%
街区公園、公園施設 (通常公園部分)	市民活動施設、コミュニティ活動施設	健康増進・入浴施設(公衆浴場)
街区公园、公园爬改 (旭吊公园印力)	中氏冶製ル設、コミユニティ冶製ル設 自主学習・研修施設	 性原相進・入俗肥政 (公衆治場)
	その他の会議室	
١		

市民生活上の必要性

低い